

## V 健康福祉課

健康福祉課は、地域の皆様が安心して暮らすための健康福祉サービスが提供されるよう、補助金の交付等を通じて生活環境や社会福祉基盤の整備に取り組んでいます。また、栄養士、介護福祉士等の資格取得を目指す方を養成する施設の指定及び指導監督業務を行っています。

### 1 感染症法に基づく病原体等の管理

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において、生物テロに使用される恐れのある病原体及び毒素（以下病原体等）については、病原性や国民への生命及び健康に与える影響等に応じて一種から四種に分類され、病原体等の所持等に係る基準を設けています。

東北厚生局では、管内の三種病原体等の所持者からの届出業務及び三種病原体等所持施設への立入検査による基準の遵守状況の確認業務を行っています。

### 2 児童扶養手当の支給事務に関する都道府県及び市町村の指導（技術的助言）に関する業務

#### （1）概要

児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく児童扶養手当は、母子家庭の生活の安定と自立を促進するため設けられた制度であり、児童扶養手当支給事務は、都道府県及び市区町村が行っています。

東北厚生局では、都道府県及び市町村に対し、児童扶養手当制度の円滑な実施を図ることを目的に、児童扶養手当支給事務に関する指導（技術的助言）を行っています。

#### （2）実績

平成27年度は下記の3県8市に対し指導調査を行い、必要な技術的助言を行いました。

- 6月 塩竈市、多賀城市、青森県
- 9月 尾花沢市、上山市、秋田県、北秋田市
- 10月 白河市、二本松市、岩手県、久慈市

### 3 民生委員・児童委員の委・解嘱及び表彰業務

#### (1) 概要

民生委員は、民生委員法の規定により、都道府県知事（指定都市、中核市の長を含む）の推薦によって厚生労働大臣が委嘱し、福祉事務所等関係行政機関に対する協力事務等を行っている民間の奉仕者です。住民の福祉の増進に努めることを任務とし、要保護者の保護指導、地域住民の生活状況の把握、福祉施設の業務への協力などを行っています。

児童委員は、児童福祉法の規定により民生委員をもって充てられています。児童及び妊産婦の福祉の増進に努めることを任務とし、児童および妊産婦の保護・保健などに関する援助・指導を行い、児童福祉司や社会福祉主事の職務への協力などを行っています。

また、主任児童委員は、児童委員のうちから厚生労働大臣によって指名され、児童委員の職務について関係機関と児童委員との連絡調整並びに児童委員の活動に対する援助及び協力を行っています。

東北厚生局では、管内の民生委員・児童委員の委嘱及び解嘱、主任児童委員の指名並びに表彰に関する業務を行っています。

#### (2) 実績

(単位:名)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
民生委員児童委員委嘱	451	463	20,507	435	419
民生委員児童委員解嘱	470	457	272	334	413
主任児童委員指名	2	0	2,069	43	52
主任児童委員指名解除	1	2	23	41	33
感謝状の授与	161	189	5,074	125	165
厚生労働大臣表彰	28	30	33	31	29
厚生労働大臣特別表彰	10	21	611	13	20

(単位:団体)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
厚生労働大臣表彰 団体	4	5	5	4	5

(3) 民生委員・児童委員委嘱者数（平成28年3月31日現在）

都道府県名	委嘱数（単位：名）	
		うち主任児童委員
青森県	2,693	225
岩手県	3,121	299
宮城県	2,918	236
秋田県	2,655	247
山形県	2,868	273
福島県	3,478	333
仙台市	1,532	123
青森市	629	59
盛岡市	571	56
秋田市	698	75
郡山市	621	68
いわき市	657	70
合計	22,441	2,064

#### 4-1 生活保護の医療扶助の適正実施に関する指導監査業務

##### (1) 概要

生活保護法施行事務監査（医療扶助の適正）は、都道府県、指定都市及び中核市に対して、生活保護法の規定に基づき、関係法令及び通知に照らして医療扶助が適正に適用されているかについて、①自立支援医療の適用状況に関する事、②向精神薬重複処方の改善状況に関する事、③指定医療機関に対する指導等の実施状況に関する事を中心として実施しています。

東北厚生局では、管内の県、政令指定都市及び中核市に対し指導監査を行い、必要な技術的助言を行っています。

##### (2) 実績

平成27年度は、東北管内6県、1政令指定都市及び5中核市に対し指導監査を行い必要な技術的助言を行いました。

#### 4-2 生活保護法指定医療機関に対する指導業務

##### (1) 概要

生活保護法の改正により、これまで都道府県知事が行っていた指定医療機関に対する指導について、厚生労働大臣においても実施することが可能となりました。また、生活保護の医療扶助運営要領が改正され、国（地方厚生局）と地方自治体による共同指導の実施が盛り込まれました。

東北厚生局では、生活保護法に規定する指定医療機関に対し、国（地方厚生局）と地方自治体による共同指導を実施しています。

(2) 実績等

平成27年度は岩手県と共同で1指定医療機関に対する指導を実施しました。

5 県等が設置する保護施設の指導監査関係及び県等が行う生活保護法による保護施設の指導監査に対する技術的助言

(1) 概要

生活保護は、生活保護法に基づき生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

その方法には、日常生活の需要を満たすための生活扶助をはじめとする居宅保護や、身体上又は精神上著しい障害があるため、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とした救護施設をはじめとする施設保護があります。

保護施設に対する指導監査は、生活保護法の規定に基づき、保護施設の適正な運営の確保を図ることを目的として行っています。

東北厚生局では、都道府県、指定都市又は中核市が設置した保護施設に対し、指導監査を実施しています。

(2) 対象となる保護施設数（平成28年3月31日現在）

3施設

(3) 対象となる県等数

5県4市

(4) 実績

(単位：件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
保護施設に対する指導監査	0	0	1	0	1
県等に対する技術的助言	0	0	0	0	0

6 生活保護法に基づく指定医療機関・指定介護機関（国の開設するものに限る）の指定、監督業務

(1) 概要

各種医療の指定医療機関は、公費負担医療を担当させるため各法律の規定に基づき、病院、診療所、薬局等の開設者の同意を得て指定します。指定医療機関は、各法律及び医療担当規定等に定められるところにより医療を担当します。

東北厚生局では、管内に所在する生活保護法に基づく指定医療機関・指定介護機関（国が開設するものに限る）の指定、廃止・辞退の受理、変更届受理、指定の取消に関する業務を行います。

## (2) 実績

(単位：件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
指定申請	0	0	0	16	13
指定更新				0	2
変更、廃止等届出の受理	0	0	2	7	2
辞退の申出の受理	0	0	0	0	0
指定の取消	0	0	0	0	0

## 7 各種養成施設の指定及び監督等に関する業務

東北厚生局では、管内の養成施設等について、申請に基づく指定の事務、変更の承認等の事務を行うとともに、指定基準に係る関係法令等の遵守状況を実地に確認する指導調査をはじめ、養成施設等に対する指導監督等の業務を行っています。

なお、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律（第4次一括法）の施行に伴い、(1)のうち、はり師養成施設、きゅう師養成施設及びはり師きゅう師養成施設に関する指定及び監督に関する業務については、平成27年4月1日より都道府県に権限が移譲され、都道府県が行うこととなります。また、(4)指定保育士養成施設に関する指定及び監督に関する業務についても、平成28年3月31日より都道府県に権限が移譲され、都道府県が行うこととなります。

### (1) あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師養成施設

#### ア 資格の概要

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師とは、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師等に関する法律に基づく業務独占の資格であり、医師又はそれぞれの免許を受けた者でなければ、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業としてはならないとされています。

#### イ 実績（平成23年度～平成27年度）

(単位：件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
① 新規認定	0	0	0	0	0
② 変更承認	2	1	2	4	0
③ 届出受理	2	2	2	1	0
④ 認定取消	0	0	1	0	0
⑤ 実地調査	0	1	0	0	0

### (2) 栄養士養成施設

#### ア 資格の概要

栄養士とは、栄養士法に基づく名称独占の資格であり、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者のことです。

## イ 実績（平成 23 年度～平成 27 年度）

（単位：件）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
① 新規指定	0	1	1	2	0
② 変更承認	6	2	3	3	3
③ 届出受理	3	1	3	1	0
④ 指定取消	0	0	0	0	1
⑤ 実地調査	1	1	6	2	1

## (3) 管理栄養士養成施設

## ア 資格の概要

管理栄養士とは、栄養士法に基づく名称独占の資格であり、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者のことです。

## イ 実績（平成 23 年度～平成 27 年度）

（単位：件）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
① 新規指定	0	0	1	1	0
② 変更承認	1	0	2	3	1
③ 届出受理	2	1	1	1	2
④ 指定取消	0	0	0	0	0
⑤ 実地調査	0	1	1	1	1

## (4) 指定保育士養成施設

## ア 資格の概要

保育士とは、児童福祉法に基づく名称独占の資格であり、同法第 18 条の 18 第 1 項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者のことです。

## イ 実績（平成 23 年度～平成 27 年度）

（単位：件）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
① 新規指定	1	2	1	2	0
② 変更承認	6	6	9	13	10
③ 変更届出	3	13	7	9	7
④ 指定取消	0	2	1	0	0
⑤ 実地調査	3	4	3	2	4

## (5) 社会福祉士養成施設等

## ア 資格の概要

社会福祉士とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）に基づく名称独占の資格であり、同法第 28 条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び

技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者のことです。

イ 実績（平成 23 年度～平成 27 年度）

（単位：件）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
① 新規指定	0	1	1	1	0
② 変更承認	0	0	0	0	0
③ 変更届出	0	0	2	4	0
④ 指定取消	0	0	0	0	0
⑤ 実地調査	0	0	0	0	0

（6）介護福祉士養成施設等

ア 資格の概要

介護福祉士とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）に基づく名称独占の資格であり、同法第 42 条第 1 項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、その者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者のことです。

介護福祉士となるためには、次の①、②のいずれかに該当し、その後、指定登録機関に申請し、介護福祉士登録簿に氏名、生年月日等の登録を受けなければなりません。指定登録機関は介護福祉士の登録をしたときは、申請者に介護福祉士登録証を交付することとされています。

なお、「3年以上介護等の業務従事者」にかかる介護福祉士の受験資格については、平成 28 年度から 6 ヶ月以上の「実務者研修」の修了が求められます。

- ① 文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設を卒業した者
- ② 介護福祉士試験に合格した者

イ 実績（平成 23 年度～平成 27 年度）

（介護福祉士養成施設等）福祉系高等学校等含む

（単位：件）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
① 新規指定	1	2	1	2	0
② 変更承認	2	1	2	4	3
③ 変更届出	44	63	48	76	40
④ 指定取消	2	1	4	2	1
⑤ 実地調査	7	4	4	2	4

(実務者研修)

(単位：件)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
① 新規指定		5	10	16	0
② 変更承認		0	2	2	0
③ 変更届出		1	1	18	0

## 8 社会福祉に関する科目を定める省令第4条に規定する実習演習科目の確認に関する事務

### (1) 概要

平成 21 年 4 月 1 日施行の社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、社会福祉に関する科目又は基礎科目を修了し、社会福祉士又は介護福祉士の試験を受験しようとする者について、当該受験者の利便性に配慮し、その修了した科目が基準を満たしているかどうかを個別に審査する手続きを省略できるよう、実習演習科目について、文部科学大臣及び厚生労働大臣による事前の確認を受けることができるようになっていきます。

実習演習科目の確認を受けようとする者は、文部科学省及び厚生労働大臣に申請をすることになっており、東北厚生局では、当該実習科目の確認を行っています。

### (2) 実績 (平成 23 年度～平成 27 年度)

(単位：件)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
① 実習演習科目の確認	1	0	0	0	2
② 変更届	25	31	40	38	30
③ 確認の取消	1	0	1	0	0

## 9 各種講習会に関する事務

東北厚生局では、管内の社会福祉士及び介護福祉士養成施設等から届け出される各種講習会の実施届書、変更届書、実施報告書等の受理を行っています。

### (1) 介護技術講習等に係る実施の届出等の受理

介護技術講習会は、介護福祉士試験の受験資格者を対象に実施し、講習会を実施した者について、以後引き続いて行われる 3 回の実技試験が免除されます。介護技術講習会を実施する場合は、実施届を提出し、各講習会終了後には実施報告書を提出することになっています。

東北厚生局では、管内の介護福祉士養成施設等から提出される介護技術講習会の実施届、変更届、実施報告書及び修了者名簿等の受理を行っています。

(単位：件)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
① 変更届	2	2	1	0	0
② 講習会実施届 (翌年度実施分)	23	21	23	22	24

### (2) 社会福祉士実習演習担当教員講習会等の実施届の受理

#### ① 概要

社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設又は福祉系大学における専任教員等は、厚生



労働大臣が定める基準を満たす教員講習会の受講が必要な場合があります。

また、社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設、福祉系高校又は福祉系大学における実習施設の実習指導者は、厚生労働大臣が定める基準を満たす実習指導講習会の受講が必要な場合があります。

講習会を実施する者は、厚生労働大臣に届け出ることになっています。

東北厚生局では、当該講習会の実施届出等の受理を行っています。

## ② 実績等

平成 27 年度は、社会福祉士実習指導者講習会実施届を 5 件受理しています。

## (3) 実務者研修教員講習会の実施届等の受理

### ① 概要

介護福祉士実務者養成施設において、教務に関する主任者となる教員及び介護課程Ⅲを教授する教員は、厚生労働大臣が定める基準を満たす教員講習会の受講が必要な場合があります。講習会を実施する者は、厚生労働大臣に届け出ることになっています。

東北厚生局では、当該講習会の実施届出等の受理業務を行っています。

### ② 実績

平成 27 年度は、実務者研修教員講習会実施届を 4 件受理しています。

## (4) 医療的ケア教員講習会の実施届等の受理

### ① 概要

介護福祉士養成施設（実務者養成施設含む）において、医療的ケアを教授する教員は、厚生労働大臣が定める基準を満たす教員講習会の受講が必要な場合があります。講習会を実施する者は、厚生労働大臣に届け出ることになっています。

東北厚生局では、当該講習会の実施届出等の受理を行っています。

### ② 実績

平成 27 年度は、医療的ケア教員講習会実施届を 3 件受理しています。

## (5) その他

実務者研修認定研修の実施届出書について受理し、その実施予定をホームページ上で公表しています。

平成 27 年度は、実務者研修認定研修実施届出書を 1 件受理しています。

## 10 各地方厚生局に委任された補助金の交付等に関する業務

東北厚生局では、次の補助金等について、交付決定等の執行業務を行っています。

### (1) 結核医療費国庫負担金

#### ① 補助先

都道府県・指定都市・中核市

#### ② 補助事業の内容

都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う入院の勧告又は入院の措置を実施した患者（結核患者に限る）に対する医療に要する費用の一部を補助

(2) 結核医療費国庫補助金

① 補助先

都道府県・指定都市・中核市

② 補助事業の内容

都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う結核患者に対する医療に要する費用等の一部を補助

(3) 原爆被爆者健康診断費交付金

① 補助先

都道府県・広島市・長崎市

② 補助事業の内容

都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診断に要する費用並びに被爆者健康手帳の交付に要する費用の交付

(4) 原爆被爆者手当交付金

① 補助先

都道府県・広島市・長崎市

② 補助事業の内容

都道府県、広島市及び長崎市が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当の支給に要する費用並びに事務の処理に要する費用の交付

(5) 原爆被爆者葬祭料交付金

① 補助先

都道府県・広島市・長崎市

② 補助事業の内容

都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料支給事業に要する費用並びに事務の処理に要する費用の交付

(6) 児童扶養手当給付費国庫負担金

① 補助先

都道府県・市・福祉事務所設置町村

② 補助事業の内容

都道府県市等が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担

(7) 児童入所施設措置費等国庫負担金

① 補助先

都道府県・市・福祉事務所設置町村

② 補助事業の内容

都道府県、指定都市等が行う児童等の施設入所、委託、保護、養育につき、児童福祉施設最低基準を維持するために要する費用の一部を負担

(8) 特別児童扶養手当事務取扱交付金

① 補助先

都道府県・市町村

② 補助事業の内容

特別児童扶養手当の支給事務を行うための経費についての交付

(9) 特別障害者手当等給付費国庫負担金

- ① 補助先  
都道府県・市・福祉事務所設置町村
- ② 補助事業の内容  
特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当の支給に要する費用の一部を負担

(10) 一時保護所保護費負担金

- ① 補助先  
都道府県
- ② 補助事業の内容  
都道府県が行う婦人相談所による一時保護の実施に対する費用の一部を負担

(11) 婦人相談所運営費負担金

- ① 補助先  
都道府県
- ② 補助事業の内容  
都道府県が行う婦人相談所の運営に対する費用の一部を負担

(12) 婦人保護施設運営費補助金

- ① 補助先  
都道府県
- ② 補助事業の内容  
要保護女子等を婦人保護施設で収容保護するために要する費用の一部を補助

(13) 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金

- ① 補助先  
都道府県、指定都市、中核市、市町村、非営利法人
- ② 補助事業の内容  
農村検診センター、特定感染症指定医療機関等の施設及び設備を整備し、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与する。

(14) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

- ① 補助先  
都道府県・指定都市・中核市
- ② 交付の目的  
社会福祉法人等が整備する社会福祉施設の施設整備に要する費用に対して都道府県・指定都市・中核市が行う補助の一部を国が補助することにより、施設入所者等福祉の向上を図る。

(15) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

- ① 交付先  
市町村
- ② 交付の目的  
市町村整備計画に基づく事業の実施に要する経費への交付（施設整備に関する交付）

(16) 地域介護・福祉空間整備推進交付金

- ① 交付先  
市町村
- ② 交付の目的  
市町村整備計画に基づく事業の実施に要する経費への交付（設備整備に対する交付）

(17) 次世代育成支援対策施設整備交付金

- ① 交付先  
都道府県・指定都市・中核市・市町村
- ② 交付の目的  
地方公共団体が次世代育成支援対策について整備計画を作成し、その計画に基づき、児童福祉施設等における施設環境改善、待機児童解消のための保育所整備等の推進を図ること等に対し交付する。

(18) 保育所等整備交付金・・・平成27年度創設

- ① 補助先  
指定都市・中核市・市町村
- ② 交付の目的  
保育所等及び保育所機能部分の新設、修理、改造又は整備に要する経費の一部を交付することにより、保育所待機児童の解消を図ることを目的とする。

(19) 保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金

- ① 補助先  
都道府県・指定都市・中核市
- ② 交付の目的  
暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象により被害を受けた保健衛生施設等の災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もって地域の公衆衛生を確保する。

(20) 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金

- ① 補助先  
都道府県・指定都市・中核市
- ② 交付の目的  
暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象により被害を受けた社会福祉施設等の災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保する。

なお、補助金等の確定額等については、次のとおりです。

補助金等名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	確定額	確定額	確定額	変更後交付決定額	変更後交付決定額
結核医療費国庫負担金	95,581,304	104,297,813	127,344,163	105,007,520	136,021,951
結核医療費国庫補助金	10,056,411	9,603,338	9,794,324	8,265,584	8,578,505
原爆被爆者健康診断費交付金	7,099,942	6,622,080	6,069,498	7,463,570	7,147,967
原爆被爆者手当交付金	215,373,026	201,981,121	191,270,085	186,454,935	173,682,443
原爆被爆者葬祭料交付金	7,438,780	5,027,457	5,631,213	5,565,109	6,183,690
児童扶養手当給付費国庫負担金	14,031,659,011	13,959,407,063	13,743,858,498	13,254,257,549	1,852,189,614
児童入所施設措置費等国庫負担金 (児童保護費負担金)	5,128,957,688	5,391,589,347	5,443,481,485	5,546,791,321	6,039,609,919
児童入所施設措置費等国庫負担金 (児童保護医療費負担金)	—	—	—	121,829,743	128,473,238
特別児童扶養手当事務取扱交付金	82,211,351	85,740,343	84,502,290	102,058,115	85,726,581
特別障害者手当等給付費国庫負担金	3,211,140,655	3,162,772,547	3,124,342,619	3,118,783,177	3,144,742,530
一時保護所保護費負担金	79,690,485	80,947,056	84,238,511	94,402,980	89,650,982
婦人相談所運営費負担金	951,488	1,000,650	717,373	1,442,998	1,387,947
婦人保護施設運営費補助金	90,657,196	91,564,604	96,040,472	101,489,983	102,470,977
保健衛生施設等施設・設備整備費補助金	103,838,000	157,681,000	337,597,000	1,028,706,000	212,947,000
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金	441,268,000	619,847,000	724,680,000	1,335,168,000	1,234,410,000
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	192,358,000	162,497,000	1,543,697,000	1,415,136,000	311,843,000
地域介護・福祉空間整備推進交付金	74,031,000	67,678,000	400,092,000	683,084,000	47,114,000
次世代育成支援対策施設整備交付金	—	182,557,000	340,492,000	107,154,000	277,291,000
保育所等整備交付金	—	—	—	—	2,375,855,000
保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金	1,904,719,000	131,935,000	3,177,000	379,183,000	0
社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金	3,151,132,000	5,133,668,000	6,223,502,000	2,973,903,000	2,006,151,000
臨床研修費等補助金※	1,255,000,000	1,125,288,000	1,052,097,000	955,262,000	898,690,000

※臨床研修費等補助金については、医事課にて所管している。

## 11 補助金等により取得した財産の処分に関する事務

補助事業者等が、補助金等の交付を受けて取得した財産を、補助金等の交付の目的に反して処分（目的外の使用、譲渡、交換、貸し付け、担保提供及び取り壊し）するに当たっては、あらかじめ各省各庁の長の承認を受ける必要があります。

東北厚生局では、厚生労働省所管一般会計補助金等のうち、社会福祉施設及び保健衛生施設等に係る財産処分について、補助事業者等から提出される財産処分承認申請の承認を行っています。また、承認した財産処分が完了した際の報告書を受理しています。